

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月1日作成)

法令名	農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律
根拠条項	第2条第2項
許認可等の種類	連合会の産業組合連合会からの資産の譲渡等の協議の認可
法令の定め	<p>農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭和24年6月8日法律第202号)</p> <p>第2条 前条第1項に規定する法律により設立された農業協同組合連合会その他の連合会(産業組合連合会を除く。以下連合会という。)は、行政庁の認可を受け、左の各号の定めるところにより、産業組合連合会に対し、その資産の譲受又は資産の譲受及び債務の引受に関する協議を求めることができる。</p> <p>一 産業組合連合会の会員たる者の全部又は一部をその会員とし、且つ、その産業組合連合会の事業と同種の事業を行うことを目的とする連合会にあっては、その産業組合連合会</p> <p>二 前条の規程により産業組合から資産の譲受又は資産の譲受及び債務の引受をした組合を会員とし、且つ、その産業組合を会員とする産業組合連合会の事業と同種の事業を行うことを目的とする連合会にあっては、その産業組合連合会</p> <p>三 消費生活協同組合法第104条の規程により産業組合から消費生活協同組合となった会員を会員とし、且つ、その産業組合を会員とした産業組合連合会の事業と同種の事業を行うことを目的とする連合会にあっては、その産業組合連合会</p> <p>四 消費生活協同組合法第106条の規程により産業組合から市街地信用組合となった後において更に前条第1項に規程する他の法律により市街地信用組合でない組合となったものを会員とし、且つ、その産業組合を会員とした産業組合連合会の事業と同種の事業を行うことを目的とする連合会にあっては、その産業組合連合会</p> <p>2 前項(第2号を除く。)の場合には、前条第2項から第10項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあり、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第2条第1項」と、同条第2項から第4項までの規定中「産業組合」とあるのは「産業組合連合会」と、「組合員」とあるのは「会員」と、「組合」とあるのは「連合会」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項第2号の規定により連合会が産業組合連合会から譲り受ける資産の額のその産業組合連合会の資産の総額に対する割合は、その産業組合連合会の会員たる産業組合につき前項において準用する前条第2項の規定を適用して算定した割合のうち、その産業組合から同条の規定による資産の譲受又は資産の譲受及び債務の引受をした組合でその連合会の会員たるものにつき同条第2項の規定により算定した割合に相当する部分の割合をこえることができない。</p> <p>4 第1項第2号の場合には、同条第3項から第10項までの規定を準用する。この場合において、同条第3項及び、第4項中「第1項」とあるのは「第2条第1項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第2条第3項」と、「産業組合」とあるのは「産業組合連合会」と、同条第4項中「組合」とあるのは「連合会」と読み替えるものとする。</p>
審査基準 標準処理期間	処分実績がないことから、当面は審査基準及び標準処理期間は設定しない。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号: 011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html)

(別表1付表)

標準処理期間未設定の理由

(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律
根拠条項	第2条第2項
許認可等の概要	連合会の産業組合連合会からの資産の譲渡等の協議の認可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	処分実績がなく、審査基準が設定できていないため、審査事務に要する期間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なことから、設定していない。
担当部課	農政部農業経営局農業経営課
担当	組合指導係 (内線：27-262)